

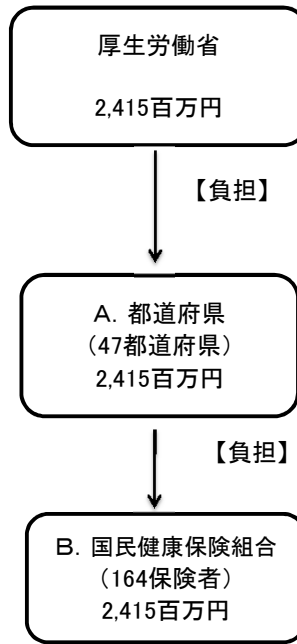
平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	国民健康保険組合事務費負担金			担当部局庁	保険局		作成責任者		
事業開始年度	昭和21年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国民健康保険課		中村 博治		
会計区分	一般会計			政策・施策名	I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること				
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第69条			関係する計画、通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について(平成12年4月12日厚生省発保第97号)				
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民健康保険組合に対し、国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、国民健康保険組合の円滑な事業運営に資すること。								
事業概要(5行程度以内。別添可)	国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。								
実施方法	負担								
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	2,664	2,518	2,412	2,352			
		補正予算	▲10	▲5	3	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	2,654	2,513	2,415	2,352	0		
	執行額	2,654	2,513	2,415					
	執行率(%)	100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度	
			成果実績	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
		当該補助事業は、国民健康保険組合における国民健康保険事業の事務の執行に要する費用に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資するものであることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまない。		国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施を目的としており、安定的な財政・事業運営となっている。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
		国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施	当該事業では国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80%~100%)を適用しており、間接的な指標として、各支給調整率に該当する国民健康保険組合数を記載している。	実績	100%補助組合数	63	63	63	
				目標値	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-			
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
		国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施	当該事業では国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80%~100%)を適用しており、間接的な指標として、各支給調整率に該当する国民健康保険組合数を記載している。	実績	99%補助組合数	23	21	21	
				目標値	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-			
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27 年度
		国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施	当該事業では国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80%~100%)を適用しており、間接的な指標として、各支給調整率に該当する国民健康保険組合数を記載している。	実績	99%補助組合数	78	80	80	
目標値				-	-	-	-		
達成度	%	-	-	-	-				
活動指標及び活動実績(アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
	実施組合数	活動実績	組合数	164	164	164			
		当初見込み	組合数	164	164	164	164		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	X:「執行額」/Y:「実施組合数」		単位当たりコスト	百万円	16	15	15	15	
		計算式	執行額/実施組合数		2,654/164	2,513/164	2,412/164	2,352/164	

平成27・28年度予算内訳(単位:百万円)	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由	
	国民健康保険組合事務費負担金		2,352			
	計		2,352	0		
事業所管部局による点検・改善						
国費投入の必要性	項目			評価	評価に関する説明	
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	国民健康保険法第69条に、国保組合の国民健康保険事務の執行に要する費用を国が負担すると規定されており、また、負担金の交付により国民健康保険事業の財政運営の安定を図ることは重要である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	国民健康保険法第69条に、国保組合の国民健康保険事務の執行に要する費用を国が負担すると規定されており、本事業は国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	負担金の交付により、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合の財政の安定化を図ることは優先度が高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。			○	各国保組合の所得水準に応じた補助率により交付しており、負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			○	人事院勧告(民間給与水準)を踏まえた予算額としており、その水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			○	対象となる費目・使途を通知により示しており、事業目的に即し真に必要なものに限定している。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか			-	-		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか			○	国費を投入する本事業によって事業運営は健全化するため、目標に見合った実績が上がっている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			○	活動実績については、見込みどおりとなっている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-	-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80~100%)を適用しており、適正に事業の実施を行っている。				
	改善の方向性	事業仕分け(第3弾)及び公開プロセスの結果等を踏まえ、各国保組合の所得水準に応じた支給調整率(80~100%)を設定するよう見直しを行ったところであり、引き続き適正な補助事業の実施に努める。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
<p>平成22年度事業仕分け(第3弾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号:A-10 ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ・VWGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止) ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前通りのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省日案で進んでいきたいということを結論とする。 <p>公開プロセス(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート番号:244 ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要 ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:○財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。 ○特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ○本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。 						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	244	平成23年度	256	平成24年度	222	
平成25年度	255	平成26年度	267			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)



A. 都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B. 国民健康保険組合

事務の執行に要する費用に充てる。

費目・用途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県(東京都)			E.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
負担金	管轄の国保組合へ交付	929			
計		929	計		0
B.中央建設国民健康保険組合			F.		
費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
事務費	国民健康保険事業の事務	240			
計		240	計		0

支出先上位10者リスト

A. 都道府県

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	929	-	-
2	愛知県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	205	-	-
3	埼玉県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	173	-	-
4	大阪府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	170	-	-
5	神奈川県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	147	-	-
6	兵庫県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	113	-	-
7	京都府	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	79	-	-
8	栃木県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	48	-	-
9	広島県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	46	-	-
10	三重県	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	41	-	-

B 国民健康保険組合

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	中央建設国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	240	-	-
2	東京土建国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	188	-	-
3	建設連合国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	136	-	-
4	埼玉土建国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	107	-	-
5	全国土木建築国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	103	-	-
6	全国建設工事業国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	95	-	-
7	神奈川県建設連合国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	88	-	-
8	東京食品販売国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	85	-	-
9	兵庫県建設国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	77	-	-
10	全国歯科医師国民健康保険組合	国民健康保険事業の事務	44	-	-